

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令をここに公布する。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令

内閣は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第十三条第一号及び第四号イ並びに第三十二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「法」という。)第十三条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二百一十一条第一項(同法第一百七条及び第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
 - 二 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十七条(同法第六十五条第一号に係る部分を除く。))の規定
 - 三 労働者派遣法第六十二条の規定
 - 四 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第五十二条(同法第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定
 - 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。)第二十二条(中小企業労働力確保法第二十一条第三号に係る部分を除く。))の規定
 - 六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第六十五条の規定
 - 七 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十五条(同法第三十四条第三号に係る部分を除く。))の規定
 - 八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第十三条(同法第八十条、第九十条、第一百条(同法第四十四条に係る部分に限る。))、第一百一十一条(第一号を除く。))及び第一百二十二条(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定
- 2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 労働基準法第一百七条及び第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定(これらの規定が労働者派遣法第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
 - 二 職業安定法第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。))及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
 - 三 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
 - 四 港湾労働法第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
 - 五 中小企業労働力確保法第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第二十二条の規定
 - 六 育児・介護休業法第六十二条から第六十五条までの規定
 - 七 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
 - 八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八十条、第九十条、第一百条(同法第四十四条に係る部分に限る。))、第一百一十一条(第一号を除く。))及び第一百二十二条(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定

(平二四政二一一・平二八政一四〇・平二九政一三六・平二九政一七六・一部改正)

(法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第二条 法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、前条第二項第二号から第八号までに掲げる規定及び次に掲げる規定とする。

- 一 労働基準法第一百七条、第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。))、第一百九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。))及び第一百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定(これらの規定が労働者派遣法第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十四年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

四 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第二百一十一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第二百二十二条の規定

(平二〇政一五一・平二九政一三六・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十四号)の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年四月二五日政令第一五一号)

この政令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年八月一〇日政令第二一一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一四〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月七日政令第一三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年六月三〇日政令第一七六号)

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。